

七ヶ浜町遠山保育所

ご利用案内

<目次>

1	保育施設の設置状況	P2
2	保育施設の種類	P2
3	教育・保育給付認定の認定区分	P2
4	保育を必要とする要件	P3
5	保育の必要量	P3
6	各事業所の保育時間	P3
7	保育施設等の入所申込について	P4
8	利用者負担額等	P5-6
9	保育施設等の利用等に関するお問い合わせ先	P6

1 保育施設

○ 保育施設の設置状況

事業所名 (種別)	定員	運営 主体	所在地	電話番号
遠山保育所 (保育所)	90名	公営	七ヶ浜町遠山 4-3-15	022-366-0444
遠山保育園 (認定こども園)	75名	民営	七ヶ浜町遠山 1-1-29	022-363-0037
汐見台保育園 (認定こども園)	55名	民営	七ヶ浜町汐見台 3-3-43	022-357-5731

○ 保育施設の種類

種別	内容
保育所	保護者の就労等で保育が必要な0歳から小学校就学前までの児童を対象に、健やかに生活できる環境と教育を提供します。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で0歳児から小学校就学前までの児童を対象とし、3歳未満児には保育を提供し、3歳以上児には教育及び保育を提供します。

2 教育・保育給付認定等

新制度では、幼稚園や保育所などの利用を希望する場合、保護者の方の就労状況などにより認定(教育・保育給付認定)を受ける必要があります。

教育・保育給付認定には保育の必要性の有無と年齢に応じて、次のとおり1号認定、2号認定及び3号認定の3つの区分が設けられ、認定された区分によりそれぞれのニーズに合った施設や事業をご利用いただきます。保育利用を希望する場合には、2号認定または3号認定を受ける必要があります。

○ 教育・保育給付認定の認定区分

区分	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前のお子さん(2号認定を除く)	幼稚園(新制度対象園のみ) 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などの理由により保育を必要とするお子さん	保育所 認定こども園(保育所部分)
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などの理由により保育を必要とするお子さん	保育所 認定こども園(保育所部分)

○ 保育を必要とする要件

No,	保育の必要性の事由	内容
1	就労	就労している場合
2	妊娠または出産	妊娠中または出産により兄弟の保育が困難な場合
3	疾病	病気、怪我、または精神若しくは身体に障害を有している場合
4	看護	家庭内の親族を常に介護している場合
5	災害復旧	震災、風水害及び火災その他の災害の復旧に当たっている場合
6	求職活動	求職活動中である場合
7	就学	就学している場合(学生、職業訓練等通学を要するもの)
8	虐待・DV	虐待・DVの恐れがある場合
9	育児休業	既に保育所を利用している児童のうち継続利用が必要である場合
10	その他	上記に類する状態として町長が認める場合

※ 無収入で就労と認められない場合は対象になりません(例 ボランティア活動、自家消費のための農業、町内会の役員など)。

○ 保育の必要量

2号認定または3号認定には、保育を必要とする時間(勤務時間や通勤時間などを踏まえた時間)によって、さらに「保育標準時間認定(最大11時間)」と「保育短時間認定(最大8時間)」の2つの区分が設けられ、これらの時間帯の中で利用することが基本となります。それぞれの時間帯を超えて利用する場合は延長保育となり、別途利用料がかかります。

○ 各事業所の保育時間

事業所	認定区分	保育時間	延長保育時間
遠山保育所	保育標準時間認定	7:30～18:30 (最大11時間)	18:30～19:00
	保育短時間認定	8:30～16:30 (最大8時間)	7:30～8:30 16:30～18:30
認定こども園	保育標準時間認定	7:30～18:30 (最大11時間)	7:00～7:30 18:30～19:30
	保育短時間認定	8:30～16:30 (最大8時間)	7:00～8:30 16:30～18:30

※ 認定こども園については、変更となる場合がありますので事業所へご確認ください。

3 保育施設等の入所申込について

七ヶ浜町遠山保育所の入所申込については、七ヶ浜町役場子ども未来課において、申込を受付します。また、申込書等の必要書類は子ども未来課窓口にて配布するほか、町のホームページからもダウンロードすることができます。

なお、認定こども園の入所申込については、直接、事業所へお問い合わせください。

○ 入所要件

以下の要件を満たす場合に申込ができます。

- (1) 申込時点においてお子さんと保護者が七ヶ浜町住んでいること(住民票があることを原則とします)。
- (2) お子さんの保護者が保育を必要とする要件に該当すること。

○ 申込先

遠山保育所への入所を希望する場合	認定こども園への入所を希望する場合
七ヶ浜町子ども未来課 〒985-8577 七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1	希望する認定こども園

○ 必要書類

入所申込に必要な書類は以下のとおりとなります。

- (1) 支給認定申請書兼保育所入所申込書
- (2) 保育を必要とすることを証明する書類

保育の必要性の事由	提出書類
就労	就労証明書
妊娠または出産	母子健康手帳の写し等
疾病	診断書または身体障害者手帳等の写し
看護	診断書または身体障害者手帳等の写し
災害復旧	災害復旧に従事することを証明する書類
求職活動	求職活動報告書等
就学	在学証明書等の写し
育児休業	育児休業を取得している旨が記載された就労証明書

- (3) 家庭状況調査票
- (4) 個人番号(マイナンバー)記入用紙

○ 申込から入所決定までの流れ

- 1) 七ヶ浜町遠山保育所への入所を希望する方は子ども未来課へ、認定こども園への入所を希望する方はその事業所へお申込ください。
- 2) 町が、認定審査及び入所に関する調整を行います。
- 3) 入所が見込まれる方には、保育士との面接のお知らせを送付します。入所が見込まれない方には、入所保留通知書を送付します。
- 4) 入所が決定した方には、認定証及び入所決定通知書を送付します。
- 5) 入所決定通知書に記載している入所開始日より入所できます。

4 利用者負担額等

利用者負担額(保育料及び副食費)は、保育利用対象のお子さんの父母及び同居の祖父母等(生計中心者である場合に限り)の市町村民税所得割額の合計額により決定します。

○ 算定方法 以下のとおり

前期(4～8月)分	後期(9～3月)分
「昨年度」の市町村民税所得割額の合計額	「本年度」の市町村民税所得割額の合計額

○ 保育料(月額)

- 1) 満3歳以上のお子さん 0円
- 2) 満3歳未満のお子さん 以下のとおり

階層区分		利用者負担額(月額)	
階層	定義	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯又は里親世帯	0円	0円
2	町民税非課税世帯	0円	0円
3	町民税世帯均等割のみ	12,000円	11,700円
4	町民税所得割課税世帯	所得割課税額 48,600円未満	14,000円 13,700円
5		所得割課税額 72,800円未満	16,000円 15,700円
6		所得割課税額 97,000円未満	23,000円 22,600円
7		所得割課税額 133,000円未満	35,000円 34,400円
8		所得割課税額 169,000円未満	42,000円 41,200円
9		所得割課税額 301,000円未満	50,000円 49,100円
10		所得割課税額 301,000円以上	54,000円 53,000円

※ 寄付金控除(所得税法第78条第1項)、配当控除(法第92条第1項)、外国税額控除(法第95条第1項、第2項及び第3項)、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(法第41条等)は適用されません。

- 3) 第2子以降の満3歳未満のお子さん 以下のとおり

小学校入学前のお子さんのうち、上から2番目のお子さんが満3歳未満の場合	小学校入学前のお子さんのうち、上から3番目のお子さんが満3歳未満の場合
(2)の1/2の額	0円

○ 遠山保育所の副食費(月額)

- 1) 満3歳以上のお子さん 4,500円
- 2) 年収が360万円未満相当世帯のお子さん 0円
- 3) 全ての世帯の第3子以降のお子さん 0円

○ 遠山保育所の延長保育事業

保護者等の勤務時間または通勤時間等によりの認定保育時間を超える場合、入所しているお子さんを以下のとおりお預かりします。

区分	延長保育時間	延長保育料(月額)
保育標準時間 (最大11時間)	18時30分から19時まで	1,500円
保育短時間 (最大8時間)	7時30分から8時30分まで	300円
	16時30分から18時30分まで	300円

○ 利用者負担額等の納入場所

- 1) 七ヶ浜町会計課
- 2) 遠山保育所
- 3) 七十七銀行本店及び支店
- 4) 杜の都信用金庫本店及び支店
- 5) 仙台農業協同組合本店及び支店
- 6) 宮城県漁協七ヶ浜支所

※ 現在、口座振替は行っておりませんので、上記金融機関において納入通知書により納期限までに納入をお願いします。

5 保育施設等の利用等に関するお問い合わせ先

(1) 遠山保育所の利用について	七ヶ浜町子ども未来課	電話 022-357-7454
(2) 遠山保育所の保育について	七ヶ浜町遠山保育所	電話 022-366-0444
(3) 認定こども園遠山幼稚園・遠山保育園		電話 022-363-0037
(4) 認定こども園汐見台幼稚園・汐見台保育園		電話 022-357-5731